

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立図書館の集会室等の使用の許可の取消	
根拠条例等・条項	堺市立図書館管理運営規則 第15条第3項	
所 管 課	中央図書館	総務課
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない </div> <p>堺市立図書館管理運営規則第15条第3項各号の規定に該当するときに処分する。</p> <p>堺市立図書館管理運営規則第15条第3項 3 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室等の使用を許可せず、又はこれを取り消すことができる。</p> <p>(1) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、集会室等の管理上支障があり、使用させることが不相当であると認めるとき。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ・ 聴 聞 ・ 弁 明 </div>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	